

そこを指摘して、今日の質問を終わります。

○委員長（渡邊美樹君） 午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時十分開会

○委員長（渡邊美樹君） ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、松川るい君が委員を辞任され、その補欠として今井絵理子君が選任されました。

○委員長（渡邊美樹君） 休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中西哲君 自民党の中西哲でございます。

河野外務大臣並びに岩屋防衛大臣に質問をいたしますので、よろしく願います。

初めに、外務大臣、所信の中で、国際社会共通の懸念事項である南シナ海をめぐる問題についても、国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調していくと述べられています。

この南シナ海では、過去に中国海軍とベトナム海軍との間で軍事衝突がありました。一九七四年

一月に西沙諸島の戦い、そして一九八八年三月には南沙諸島、スプラトリー諸島海戦と二つの海戦がありまして、西沙諸島の戦いでは、南ベトナム海軍の哨戒艦一隻を撃沈して、島に上陸して実効支配をしております。また、スプラトリー諸島海戦では、ジョンソン南礁、ファイアリークロス礁などを手に入れたということでございます。

外務大臣の所信の中で、この国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調していく、これは具体的にどういう行動を取られるのか、お聞きいたします。

○国務大臣（河野太郎君） 政府といたしましては、各国に対し航行の自由を含む海における法の支配の重要性を訴えかけ、その実効性を高める外交努力を行うとともに、南シナ海をめぐる問題についての懸念を国際社会と共有することによって国際社会にメッセージを送り続けてきております。

先般の東アジア首脳会議においても、こうした考えの下、安倍総理から、南シナ海における紛争は、力ではなく国際法に基づいて平和的に解決されるべきだ、そう申し上げ、南シナ海の現場の動きに対する真剣な懸念を表明いたしました。

また、十月末の訪中では、南シナ海を含む海洋問題について、習近平国家主席、李克強國務院総理に日本側の強い懸念を改めて伝達いたしました。

また、ODAを活用しながら、フィリピンやベトナムといった南シナ海の沿岸国に対し、巡視船や高速艇の供与、海上法執行機関の人員育成などの能力構築、その支援を行ってきております。

法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持強化するため、国際社会が連携していくことが何より重要であり、政府としては、関係国との協力を強化すると同時に、沿岸国に対する能力向上支援を通じ、地域の安定に資する活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○中西哲君 今、この海域の航行の自由、そして沿岸諸国との協力を合わせていくというお話がございました。

私は、日本にとって、この海域というのは日本のタンカーあるいは貨物船が多く航行しております。日本の貿易にとって極めて重要な海域であると認識しておりますが、外務大臣の御見解をお聞きいたします。

○国務大臣（河野太郎君） 我が国が輸入する原油の九割、天然ガスの六割がこの南シナ海のシーレーンに依存しております。資源やエネルギーを含む貿易品の多くが海上輸送に依存する日本にとり、この南シナ海の航行の自由、シーレーンの安全確保は極めて重要な問題であると認識をしております。

○中西哲君 一部には、この海域は日本のタンカ

ーや貨物船が多く航行しておりますが、マラッカ海峡が非常に狭いということで、むしろロンボク海峡を通じてフィリピンの東側を回って日本へ石油製品とか貨物を運んでも、それほど石油製品の価格や、例えばガソリンは上がらないのではないかとということをおっしゃる方がいて、私、この間インターネットニュースでそれを読んでちょっとびっくりしたんですが、私はそういう問題じゃないだろうという思いであります。

このように、マラッカ海峡を通らずにロンボク海峡を通ってフィリピンの東側を通じてその航路を確立すればいいじゃないかというこの考え方に對して、外務大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣（河野太郎君） 日本のタンカーや貨物船が南シナ海を通過できないような状況が長期化した場合に、日本の国益を直接かつ継続的に損なうこととなりますので、迂回ルートが確保できるからいいという話では決してないと思っております。

この南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、日本を含む国際社会の正当な関心事でございます。日本は一貫して南シナ海をめぐる法の支配の貫徹を支持してきており、この問題の全ての当事者が国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を改めて強調したい。ロンボク海峡が通れるからいいという問題ではな

いということを強調してもし過ぎないと思えます。○中西哲君 ありがとうございます。

今、アメリカと中国の間で貿易摩擦が起こっておりまして、中国から日本に対していろんな信号が届いていると思います。安倍総理と習近平主席のライン、そして河野外務大臣と王毅外相とのライン、あるいは防衛については岩屋大臣と常万全国防部長ですか、とのラインとか、いろんなラインを通じて、突発的ないろんな、軍事衝突とかいふようなことがあったときにすぐ平和的に解決できるラインを講じていっていただきたいと思えます。続きまして、防衛大臣にお聞きします。

その前に、私からも迫撃砲の演習の事故について一言申し述べさせていただきます。

迫撃砲というのは放物線を描きますので、日本のような山の多い地形では大変有効な武器でございます。私も一四旅団の演習場に行ったときに操作訓練、百二十ミリ迫、八十一ミリ迫の操作訓練も見させていただきました。そして、一個連隊には必ず迫撃砲中隊があります。そのぐらい日本にとつては大切な兵器であろうと思えます。

私、この事故の一報を聞いたときに、北へ一キロぐらいずれていると。しかも、着弾点の確認もせずに二弾、三弾を撃っているというふうに聞いたときに、そんなことはあり得るのかという思いでございました。

事故原因につきましては調査中ということですので答弁は求めませんが、しっかりと調査の上、こういう事故が二度と起こらないような体制を整えていただきたいと思えます。

それで、今、南シナ海の話が出まして、この海域の重要性は今私申し述べたとおりでございます。これまで海上自衛隊はこの海域に、練習航海などを含めて、護衛艦、潜水艦などがこの海域を通過しております。

今年になって対潜水艦作戦の訓練を行ったという報道がありました。九月十三日、海上自衛隊の護衛艦「かが」、「いなづま」、「すずつき」の三隻の護衛艦と、潜水艦「くろしお」、それから搭載機五機が南シナ海で対潜訓練を行ったという報道がされておりますが、これは通常の訓練なのか、それともその前からいろいろ普通にやっていた訓練なのかについてお聞きいたします。

○国務大臣（岩屋毅君） まず、先生触れられた先般の饗庭野演習場での事案について改めておわびを申し上げたいと思えます。調査結果が出次第委員会の指示に従って御報告もさせていただきますと思えますし、再発防止に全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。

そして、ただいまのお尋ねでございますが、訓練の内容は今先生がおっしゃったとおりでございます。本訓練はあくまでも自衛隊の戦術技量の向

上を図るものでありまして、特定の国や地域を念頭に置いたものではありませんが、海上自衛隊はこれまでも外洋練習航海といった機会に南シナ海において潜水艦が参加する訓練を実施しておりまして、今後にも必要な訓練を実施してまいりたいと存じます。

○中西哲君 アメリカ海軍が航行の自由作戦を行ったときに、今年九月でしたか、中国海軍の艦艇が接近して非常に緊張したという報道がありました。アメリカのペンス副大統領の十月四日の演説では、四十五ヤード以内まで接近したと言っております。

この米海軍と中国海軍の接近した状態について防衛大臣はどう把握されているのか、また、海上自衛隊の護衛艦や潜水艦が通るときには、視野の範囲に中国艦船がいる報道は私も見ることがあるんですが、どういう動きをしたのか、お聞きいたします。

○国務大臣（岩屋毅君） その報道については承知しております。

本件については、ペンス副大統領が先月四日に行った演説の中で、米駆逐艦「ディケーター」が南シナ海において航行の自由作戦を実施していた際、中国海軍艦船が同駆逐艦に約四十一メートルまで迫る事案が発生したと明らかにしたということをお聞きしております。また、ペンス副大統領は、

これは中国による攻撃的な姿勢を示すものであると述べられたということも承知しておりますが、米中関係のことでございますので、米軍の活動の一つ一つについて私ども説明する立場になく、また個々の事案の詳細についてコメントすることも控えたいというふうに思いますが、その上で申し上げれば、やはり中国による南シナ海における一方的な現状変更及びその既成事実化を一層進展させる行為について、我が国のみならず国際社会は深刻な懸念を有しているというふうに考えております。

防衛省としても、南シナ海における中国の動向について重大な関心を持って平素から情報収集に努めているところでございますが、その中身を明らかにするということは我が方の能力を明らかにするということにつながりますので、詳細は控えさせていただきます。御賢察賜りたいと存じます。

○中西哲君 南シナ海の現状についてお聞きしたいんですが、この地域、中国が、北の方、西沙諸島があり、フィリピンの南にスカボロー礁があり、その西側ですね、南沙諸島があると、この三角形を結ぶラインを支配すればこの南シナ海はほぼ中国が支配できるんじゃないかというような見方があります。そして、西沙諸島の北には中国、海南島、海南島の南には三亜という潜水艦基地があり、

ここに戦略型、ジン級の潜水艦であるとか攻撃型シヤン級の潜水艦が配備されておりまして、しかも島の中に海から直接、洞窟があつて直接入るといような状況にあります。

そして、この南シナ海の幾つかの島を埋め立てて、彼らは、岩礁を埋め立てたのは領土にはならないというのが国際法上の常識だそうですが、自国の領土だという主張をしております。平成三十年版の防衛白書によりまして、中国は、南沙諸島にある七つの地形において、二〇一四年、平成二十六年以降、大規模かつ急速な埋立活動を強行してきたとして、ジョンソン南礁、クアテロン礁、ガベン礁、ヒューズ礁、ファイアリークロス礁、ミスチーフ礁、スピ礁が記載されております。これらの現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

○政府参考人（榎道明宏君） 中国は、二〇一六年に比中仲裁判断が示された以降も、この判断に従う意思のないことを明確に示し、南沙諸島、西沙諸島の軍事拠点化を推進しております。

具体的には、南沙諸島、今御指摘のありました七つの地形におきましては、二〇一四年以降、急速かつ大規模な埋立活動を強行し、埋立てが完了されたと思われる二〇一五年末以降は、砲台といった軍事施設のほか、滑走路、格納庫、レーダー施設等、軍事目的に利用し得る各種インフラを整備

してきております。さらに、本年に入り、輸送機及び特殊任務機の展開や、地对空ミサイル及び地对艦巡航ミサイルの展開も指摘されております。

また、南沙諸島に先駆けて軍事拠点化が進められていました西沙諸島におきましても、戦闘機や地对空ミサイルなどの展開が指摘されているほか、本年に入りましてH6K爆撃機の離発着訓練の実施も指摘されているところでございます。

○中西哲君 今御説明ありましたように、この地域での中国の軍事基地化というのが着々と進んでおりまして、アメリカがそれに対してどういう行動をこれからも続けていくのかよく分かりませんが、日本としては緊張した状況にならないような努力を続けていきたいと思っております。

続きまして、防衛大臣に日米ガイドラインについてお伺いをいたします。

所信の中の日米ガイドラインについて、日米同盟の抑止力、対処力の一層の強化に努めると書かれております。

一九九七年九月に合意された旧ガイドライン、四番の中に日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等という項目がありまして、そこには、日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は適切に共同して対処すると。そしてさらに、その二番の、日本に対する武力攻撃がなされた場合、一の一、日本に対する武力攻撃に即応して主

体的に行動し、極力早期にこれを排除する、その際、米国は日本に対して適切に協力すると書かれております。

またさらに、作戦構想の中で、日本に対する航空攻撃に対処するための作戦とか、日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦、その他の脅威への対応などでは、主体が「自衛隊及び米軍は」となっております。

ところが、二〇一五年四月に合意された新ガイドラインでは、Cの欄に、日本に対する武力攻撃の対処行動とありまして、その二に、日本に対する武力攻撃が発生した場合という欄がありまして、日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、そして日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するために直ちに行動する、自衛隊は、日本及びその周辺海域及び海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施すると書かれております。

その後も、空域を防衛するための作戦とか、具体的な、弾道ミサイル攻撃に対する対処とか海域を防衛するための作戦であるとか、ここには全て「自衛隊は」と、まず自衛隊がやるんだということが書かれております。

私、この二〇一五年の新ガイドラインが出たときにまだ県会議員でしたけれども、高知県議会の

防衛議員連盟で、このガイドラインは今までのガイドラインと違うんじゃないかと、この後に安保法制が出てくるんですが、日本に対してもっとと安保条約の下で負担せよという意味なんじゃないかというふうにも思っております。

岩屋大臣は、この新旧の比較において、自衛隊の防衛体制がどう変わるとお考えでしょうか、お聞きいたします。

○国務大臣（岩屋毅君） 基本は変わらないんだらうと思えます。

我が国に対する侵害に対して、我が国がまず主体的に対応し国民を守ると、これは当然のことだらうというふうに思いますが、今般、平和安全法が整備されたことによりまして、日米防衛協力が一層深化し、日米間の連携も切れ目なくスムーズに行うことが可能となっておりますので、日米同盟の抑止力、対処力はそれによって大きく向上していると思えます。

これまでもそうでありましたが、今後も、まずは主体的に我が国が我が国に対する侵害に対して対応すると、そして米国がこれを支援し補完すると、こういう基本的な役割分担の考え方は以前のガイドラインと変わるものではないというふうにも思っております。

○中西哲君 私、これまで日米安保条約の下で、もしも日本が攻撃を受けた場合は、攻撃力という

面ではアメリカが引き受けると、日本の場合はあくまで内側で、日本の、まあ専守防衛という言葉を使って、最低限の戦力でもって日本を守るという方針が続いてきたと。しかし、この二〇一五年の新ガイドラインというのはそれより少し踏み出して、日本の分担部分を少し増やせよということが合意されたんじゃないかというふうに解釈しております。そして、その後、三年、まあ二年数か月前ですか、北朝鮮が秋田県沖に、E E Z内にミサイルを撃ち込んで、日本の国民の防衛意識も随分変わりました。

そういう中で、日本が最初に攻撃を受けたときにまず自衛隊が行動して守るということを実現していくためには、これまでの装備と少しずつ自衛隊の装備も変わらざるを得ないんじゃないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣（岩屋毅君） 先般のガイドラインとその後にくつ平和安全法というのを併せてみますと、先生がおっしゃるように、日本のなし得る役割というのは増えたんだと思います。例えば、米艦防護等がしっかりとやれるようになった、あるいは我が国の存立が脅かされるような事態においては、限定的ではありますが、集団的自衛権を行っていただけるようになった等々を併せてみますと、確かに日本の役割が増えた部分もあるんだらうと思います。基本的なこの役割分担が大きく変わ

ったわけではない。

いずれにしても、まず主體的に我が国のしっかりと領土、領空、領海を守るというためには、先生おっしゃる通りに、やっぱりこれまでの延長線上ではない新たな領域も含めたしっかりとした防衛力を構築しなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○中西哲君 一部の見方として、日米安保条約は片務条約だとずつと言われてきた時期がありまして、河野外務大臣が先般の参議院の予算委員会で日米地位協定の質問をされたときに、ドイツやイタリアと地位協定の内容が異なることについて、それはN A T O加盟国等の分担と日米安保条約の役割は違うんだという趣旨の答弁をされて、私はこの片務条約ということについてずつと疑問を感じておりまして、それは日本がアメリカ軍の基地を置かせる、そして日本を守るということは間違いではないでしょうか、しかし、日本に米軍基地があるのは日本を守るためだけではないに、アメリカのアジア戦略の一環としてそれがあつたらうという見方がありまして、私もそのように考えております。

あくまでも、日米安保条約というのは一方的な片務条約じゃないんだということを私はずつと思つておるんですが、岩屋大臣の御見解をお聞きいたします。

○国務大臣（岩屋毅君） 安保条約そのものについてはまた外務大臣にも是非聞いていただきたいと思いますが、私どもも日米安保条約は決して片務条約ではないと考えております。

第五条においては、我が国への武力攻撃に対して日米が共同対処するということを定めておりますし、六条において、米国に対し、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和と安全の維持に寄与するために、我が国の施設・区域を使用することを認めております。

義務の本身は同一ではないものの、条約全体を通じて見れば日米双方の義務のバランスは取られており、片務的という指摘は当たらないというふうに考えております。

○中西哲君 それでは、次の質問に移ります。宇宙領域の能力強化につきまして、ここでも触れられておりました。それで、Xバンドの防衛通信衛星きらめき一号を今年の四月に打ち上げ、それに先立つ平成二十九年一月にはきらめき二号を打ち上げました。さらに、数年後にはきらめき三号の打ち上げも計画されているとお聞きしますが、これはどういう役割を果たす衛星か、御説明をお願いいたします。

○政府参考人（深山延暁君） お答え申し上げます。

自衛隊の統合運用、海外派遣、装備品の高度化

等によりまして、自衛隊の通信所要は増加傾向にございます。そして、これは今後ますます増加することが見込まれております。

御指摘のXバンド防衛通信衛星事業は、こうした将来の通信所要を見据えたものでありまして、これまでできなかった陸海空自衛隊の相互間での横断的な通信を可能とするともに、通信容量についても画像、映像にも対応できる容量へと拡充されることとなります。また、海外等広域で活動する部隊への対応についても向上が図られることとなっております。

○中西哲君 私、前に情報収集衛星の質問を、予算委員会だったと思うんですが、させていただきまして、その後で情報収集衛星のいろんな勉強をしていると、ほかの国では民間に任せてそこから情報をもらうというような取組をしている国もあると聞いておりました。

この「きらめき」については、当初民間の商用通信衛星を使用していたそうなんですが、どういう経緯で今度、専用のきらめき衛星一号を打ち上げるようになったのか、お聞きをいたします。

○政府参考人(深山延暁君) 御指摘のとおりでございます。従前は当初は民間の商用通信衛星を使用していたという経緯がございました。

しかしながら、先ほど申し上げましたような通信所要、機能、こうしたものの増大を考えますと、

やはり防衛省が、今申し上げました増加する所要を踏まえますと、防衛省がこの所要を満たすため、事業の効率性等の観点から、従来の民間商用衛星の使用から、防衛省自ら通信衛星を保有することとしたものです。自らが保有することによりまして、使い方あるいは所要等につきまして我々がより良くコントロールできるといいますか、我々の所要を満たすことができるという考えに基づいてこれを行いました。

○中西哲君 是非、自前の通信衛星、こういうのを前倒しで整備して、突発事故あるいは災害対応にもできるんですが、こういうところを整備していただきたいと思っております。

前に、私、部隊間通信の話聞いたときに、アメリカ軍の通信、普通の携帯のような電話通信らしいんですが、一秒間に何百回も周波数が変わるということで、普通に話していても、まず盗聴はできないと。こういうものを自衛隊は装備しておりますかと聞いたら、いえ、全く装備しておりませんと。そういうところは非常に遅れていて、別の方に聞いたときは、それは総務省の周波数帯の管理とも関係あるんじゃないかというようなお話もお聞きしたんですが。

いずれにしても、この自衛隊の通信設備がちょっと遅れているんじゃないかなという思いがしております。高知県、私の地元なんですが、南海

トラフ地震のときに、災害対応は自衛隊、警察、消防、それから県庁が一緒になっているいろんな訓練をやるんですが、そのときに相互の通信は大丈夫ですかと言ったら、それぞればらばらの周波数を使っております。自衛隊は自衛隊だけ、消防は消防だけというような形になっておりますということも含めて、いろいろ遅れているということだけは分かりました。是非そこら辺りの整備に力を入れていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。今国会より外交防衛委員会で理事をさせていただくことになりました。河野外務大臣、岩屋防衛大臣、また外務省、防衛省の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、所信に対する質疑をさせていただきます。まず、日口関係についてお伺いしたいと思います。

外務大臣にお伺いいたします。所信の中で大臣も日口平和条約締結への決意を述べられておりますが、今回のシンガポールにおける日口首脳会談の結果をどう評価されていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) シンガポールにおいて安倍総理とプーチン大統領が約一時間半にわた